

平成29年1月

さつま町議会臨時会会議録

平成29年1月30日 開会

さつま町議会

平成29年1月さつま町議会臨時会審議結果

平成29年1月30日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
1	平成28年度さつま町一般会計補正予算 (第9号)	H29. 1. 30	H29. 1. 30	原案可決	—
2	平成28年度さつま町後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第1号)	〃	〃	原案可決	—
3	平成28年度さつま町介護保険事業特別 会計補正予算 (第4号)	〃	〃	原案可決	—
4	平成28年度さつま町上水道事業会計補 正予算 (第3号)	〃	〃	原案可決	—
5	平成28年度さつま町第2上水道事業会 計補正予算 (第3号)	〃	〃	原案可決	—

平成29年1月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成29年1月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員なし

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男君
議事係主査	神園大士君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	副町長	紺屋一幸君
教育長	東修一君	総務課長	崎野裕二君
企画財政課長	押川吉伸君	税務課長	丸田忠君
福祉課長	鍛冶屋勇二君	介護保険課長	中村慎一君
健康増進課長	四位良和君	商工観光課長	羽有郁夫君
企業誘致対策室長	市来浩二君	建設課長	小永田浩君
水道課長	岩元義治君	教育総務課長	角茂樹君
学校教育課長	佐々木好彦君	学校給食センター所長	狩宿悦男君
鶴田支所長	本田孝市君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 28 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 議案第 2 号 平成 28 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 3 号 平成 28 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 4 号 平成 28 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 5 号 平成 28 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 3 号）

△開 会 午前 9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成29年1月さつま町議会臨時会を開会します。
教育委員会委員長から本臨時会に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせいたします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、柏木幸平議員 及び 1番、平八重光輝議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第1号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第4「議案第2号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議案第3号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第6「議案第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第7「議案第5号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第3「議案第1号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」から日程第7「議案第5号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案5件についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは、議案第1号、第2号、第3号、第4号及び議案第5号の議案5件につきまして、一括して、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第1号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。今回の補正は、物産観光施設費に要する経費及び医療費、学校管理費、予防費、保育所運営費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1億8,191万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億7,289万9千円にしようとするものであります。

次に、「議案第2号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。これは、保険料還付金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,720万5千円にしようとするものであります。

次に、「議案第3号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。これは、介護予防・生活支援サービス事業費に要する経費及び一般介護予防事業費、支払審査手数料並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,236万1千円にしようとするものであります。

次に、「議案第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、営業費用に要する経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に6万7千円を追加し、収益的支出の総額を1億4,089万9千円にしようとするものであります。

最後に、「議案第5号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、営業費用に要する経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に24万1千円を追加し、収益的支出の総額を2億6,971万5千円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第1号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第2号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第3号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第5号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、順に質疑、討論、採決を行います。

まず、「議案第1号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇 尚美議員

繰越明許費のところですが、一般会計の補正予算書4ページであります。土木費のところ、道路維持費でございますが、1億3千万円と、維持費についてはかなり高額な繰り越しということになります。この具体的な内容をお知らせいただきたいと思います。それから同じく過疎対策道路整備事業、この関係で3,300万円程の繰越明許費ということですが、これについても内容をお知らせいただきたいと思います。それから次の道整備交付金、これについてのそれぞれの路線名、いずれも道路が関係すると思うんですが、延長と幅員等をお知らせいただきたいと思います。

○建設課長（小永田 浩君）

繰り越し分についてでございますが、道路維持の関係につきましては、9月補正でいただいた工事費であります。測量設計が12月までで終わって、工事につきましては標準工期がとれないことと工事件数の増加、これで業者の方が、現場代理人の配置ができないことと労務者の配置ができないということで繰り越しをさせていただくところでございます。

過疎事業につきましては、「おしどり団地」の開発行為の協議に時間がかかっております。これにつきましては、工事着工が遅れておるんですが、今、県の方に開発行為の許可を申請を行っているところでございます。団地の中心部を通る道路でございます。「笠之元線」でございます。延長については、すいません。ちょっと今、手元に資料がありませんのでご了承ください。

道交付金につきましては、家屋補償の交渉に時間がかかっております。これにつきましては、「盈進小通り線」でございます。あと、「川口平川線」の測量設計の橋りょうの分でございます。これにつきましては、地権者との協議の結果、山林の伐採や農作物の収穫後に実施をしていただくようお願いがありましたので、それを以て工期を繰り越しをするものでございます。

社会資本整備事業につきましては、国の補正分ですが、11月に採択されたものであります。これにつきましても標準工期がとれないことと業者の現場代理人の配置が厳しいということで繰り越しをさせていただくところでございます。当初、予算要望は相当出していたんですけれども6割ぐらいしか採択されなかった分を1割、また11月の補正で1割分採択をいただいたところでございます。

それと河川維持費についてでございますが、これにつきましては、「黒田川」ほか10件の工事でございます。これにつきましても測量設計が12月に終わっておりますが、工事につきましては標準工期がとれないことと工事件数の増加により、業者の現場代理人の配置が厳しいということで繰り越しをさせていただくこととしております。以上でございます。

○宮之脇 尚美議員

それぞれ内容としては繰り越しの理由になる部分もあるかと思いますが、この標準工期がとれない、あるいは業者が対応できないということをそれぞれの工事においてあるようでありましてけれども、この業者が対応できないというのは、どういう理由なのか。そこら辺をお知らせいただきたいと思います。

○建設課長（小永田 浩君）

今、県の事業も今の時期に集中をしております。今年度につきましては、災害等が多かったところもありますけれども、大隅の方の災害が多くて、法面業者が殆どそっちの方に入っていて、

業者の手配が厳しいということや今年度9月補正で相当いただいたところでございますけれども測量設計の方が、大分時間がかかっておりましたので、そのところで繰り越しをさせていただくということをお願いしているところです。以上です。

○宮之脇 尚美議員

ほかの大隅地域の災害等、台風と雨による大規模災害も発生いたしておりまして、県内の法面業者というのも限られていると思いますんで、それについては理解いたしますが、全体的にはこの9月補正で非常に大きな予算が計上されておりますけれども、この平準化ということについては、企画財政課長あるいは町長、もうちょっと平準化できないのかどうか。そこら辺ちょっと伺いいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

繰り越しの関係で、年間を通じた平準化ということでございますけれども、当初の段階で整理をしていながら工事費、設計費を組んでいるわけですがけれども9月の方で、企画財政課といたしましては、普通交付税等の金額等も見えてきて財源が見えてくるということで、9月の方に大きく補正を組んだということではありますが、冒頭の段階では、その辺りの財源が見えてこないということで、現在、大きな金額を組んでいないところでございます。今後につきましては、やはり設計が優先をするということでございますので、設計をした上で次年度の工事費ということで当初の段階で工事費を組みながら年間の内に巡回できるような形で主管課と協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。平成28年度におきましては、9月の方で1億5千万円という大きなものを組んでおりましたので、そういった繰り越しという形になりましたけれども、今後につきましては、そういった設計と工事といった形を詳細に主管課と詰めながら年間を通じた平準化という形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○宮之脇 尚美議員

3回ということですが、4回目になりますけれども、確かに今ありましたように一般財源が絡むようなものについては、一般財源の大きな財源となります交付税の確定というのが非常に危惧されるところについては理解をいたしますが、やはり設計の年度と工事実施年度と同時にすると1億円を超えるような工事というのは当然これはしわ寄せが来るということは、当然、技術者あるいは財政の方も事前に理解ができるんじゃないかというようなふうに思うところでございます。安易に繰越明許をやるんじゃなくて、やはりこの事業の平準化を図るということと、やはり年度内に工事を済ますということについては、やはり設計年度とそういう実際の工事年度が同一になると、こういう状態が発生するかどうかというようなふうに思いますんで、そこら辺については、再度ですね、まあ予算編成上の問題もありますから十分担当課と協議をされて、これらの平準化についても併せて検討されるようにこれは強く要請いたしておきます。

○新改 幸一議員

今回の一般会計の補正関係、9号でございますが、町長に見解をいただきたいと思いますが、今回の補正で、151億7,200万円、最終的には28年度、もう一回は補正が出てくるとは思うんですが、さつま町として、我々のこの人口ベースからいった時にですね、予算規模としてどれぐらいがこの適正な予算なのかというところの中身なんですが、新聞等を見ても阿久根市とか伊佐市、市でありながらこの予算規模の金額の見方、それぞれ町民の皆さん方も考え方はあると思うんですが、町長はこの我が町が人口的には減っていく中にこういう予算規模が最終的に150億円、大体120億円前後が適正な予算規模かなというようなふうの話も出ているんですが、こういう150億円から上がっていくような流れの中に、町長はこ

の我が町の特質的なこういう予算になるちゅう見解をどんなふうに思っていच्छやるものかお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおりこのさつま町の人口、産業規模からいいますとやはりこの以前から１２０億円というのが適正な規模ではないかなと私も考えておりまして、合併当時は１５０億円も超えておりましたので、当初予算の段階では１２０億円台で編成をずっとしておりますけれども、ただ、今臨時的に国の方が景気対策というんですかね、臨時交付金を補正予算で、いわゆる国の関係もですね通常予算のほかに追加の補正予算を組むのが非常に最近が増えてきております。１次補正、２次補正、今回はまた３次までであるということですから、それが市町村の行政においてもですね、例えば福祉関係の臨時交付金を配付しますよとか、あるいは畜産の関係のこういう大きな億単位の事業が補正でくるとかですね。そういう形になっていきますから、必然的に膨れざるを得ないというのが今の財政の実態になっております。できるだけ、さつま町の標準財政規模とにらみ合わせた形での規模が大事なかなと思っておりますけど、非常にこの市町村の地方自治体におきましても国の景気対策に呼応して、やはり同調しながらやっていくという流れになっておりますので、なかなかこの自前だけの考え方にはいかないというのが実態でございます。

おっしゃるとおり、規模的にはですね１２０億円台が適正かなと思っているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○岸良 光廣議員

説明資料のですね８ページ、鉄道記念館管理費の中で、記念館の２階の研修室のエアコン修繕に要する費用として２００万円計上されているんですけれども、修繕で２００万円もするようなエアコンというのは、もともとがどのくらいのエアコンが入っているのかよくわからないんですけれども、２階の２部屋のエアコンを２００万円かけて修繕をする必要があるのか。２００万円もかけるのであれば、新しいのを買った方が逆に安いんじゃないかと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

鉄道記念館につきましては、２階の方に研修室が３部屋、１８畳の部屋が３部屋ございます。平成元年に設置されまして、今回、一番手前の部分の部屋のエアコンが故障ということで、修繕不能という形、修繕不能というか基盤等がもう生産されていないということになっております。あと、一番奥の方も若干、最近また不具合があるということでもあります。それで、室外機が屋上の方に設置されておりますので、真中の部屋も遅かれ早かれもう危ない状態でありますので、今回、３台の修繕という形で、埋め込み式のエアコンになっておりまして、それを全て取り替えるというような形で、修繕料という形で上げさせていただいたところでございます。

○岸良 光廣議員

これは３台分の修繕費ちゅうことですよね。私がなぜこれを聞きたいかちゅうと１８畳の部屋ですよね、そうした時に私が本当に不思議に思うのは、これはいつも言わせてもらっているんですけれども、大体１８畳、２０畳のエアコンを新品で買った時に一般的に業務用で出されているのがどのくらいするのかご存知なのかなと、これ３部屋分わけますと６０万円以上なんですよ。こんなの普通ありえないですよ。だからこれ１８畳、２０畳の部屋で、大体普通の業務用ちゅうか、一般家庭でも２０畳ぐらいの部屋はありますけれども、２０万から３０万円ですよ。実際、これをされるのであれば、この受ける業者とそれから実際その１台、これは入れ替えじゃないですか

らね、修繕ですよ。新品で買うんじゃないですよ。だから、その辺の説明資料を出していただかなければ普通の感覚からいった時に、これが新しい機材に取り替えるんだと言うんであればある程度理解もしますけれども、これ修繕ですよ。今あるやつを修繕して直して使う。それに3台分だったとしても60万円以上、これ町長にお伺いしますけれどもこういう金銭感覚で、さつま町の執行部は計上されるのでしょうか。町長、その辺の見解をちょっとお願いします。

○町長（日高 政勝君）

設置をした年度が平成元年ということで非常にこう経年劣化をしているということで、先ほど説明があったとおりですね修繕に耐えないというようなことであるようでありますので、今回、それぞれ各部屋等についてのあれを埋め込み式からやり替えるというようなことでございますが、修繕ということで、基本的には既存、あるものをやり替えるということですから、更新という形になるかと思えますけれどもこれについては、それぞれ業者の方から見積りを取って一応予算としてはお願いをしていると、実際、また予算が通過しましたらそれぞれまた入札ということになるかと思えますけれどもそういう形をお願いをいたしているところであります。

○岸良 光廣議員

私が聞いているのは、これ修繕ですよ。入れ替えるんじゃないですよ、設備を、だから、町長今の説明はおかしいですよ。経年劣化はわかりますけど修繕するのに200万円ですよ。鉄道記念館の2階の部屋は私も全部知っていますが、あそこに冷暖房をかける設備を新品に入れ替えても20畳分ぐらいであれば高くても30万円前後ですよ。それを修繕に1台60万円以上かける予算書ですよ。こんな本当に町民が聞いたら驚きますよ。こんなええかげんな、おまけに今予算が通ったら業者に見積りを取ってちいいますけれども、普通、業者のいろんな見積りを取ってこれは予算計上をされるんじゃないんですか。行政が簡単に予算を付けて、その中で業者に「はい、これだけの予算がありますから見積りをください。」というようなやり取りをされるんですかね。その辺の説明をもう一回、詳しくしてください。お願いします。

○町長（日高 政勝君）

言葉上は修繕ですけども、もう先ほど言いましたとおり経年劣化でもう使えない、使える状況ではないと、部品もないということでありますから、全部やり替えるという意味です。それで修繕と、それで新しくもう全く替えるということになりますので、その辺はこういう形で、今までも修繕という表現をしております。金額については、業者に当然このある程度予算を出さんといかんですから、見積りを取った上でこれだけは必要であるということでこの要求をいたしているわけでございます。そして予算が通過をいたしましたら何社かですね、当然競争入札ということになると思えますので、その結果によってはまた、おそらくおっしゃるとおり下がってくると思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

鶴田ダムの周辺公園管理費の中で、先般の全協でも説明があって、提案もしたわけですけどもその後の検討について尋ねたいわけですが、説明時の時にそういう「ゆうゆう館」の移転に対する国からの補償を得て新しく「ゆうゆう館」を設置するというようなことで、「ゆうゆう館」の設置の形態あるいは取り付け道路の状況等について、町長の方もまちの観光の拠点としたいというような話もあったわけですけども、そういう内容の中で示された形では、その効果を発揮できないんじゃないかというようなことを提案したわけですけども、その後検討されたものか。話を聞きますと取り付け道路の件に対しても一番南側にある倉庫につきましてもプレハブである

というようなことですので、それを課長としては国の補助事業を使ってそういう処分をしたいというような考えの中で、少しでも町の財政を考えた上での対応とは十分理解するわけですが、実際にできたものが本当によかったという施設になるようにと思っの提案でした。

旧鶴田町時代に当然補助事業なりあるいは起債を使って造られた施設だろうかと思いますけれども、その時代にできたものが新しい大きくなった新さつま町で観光の拠点としてあの「ゆうゆう館」を本当に提案したような形でできないものか、検討の状況をお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

以前からそういう御意見をいただいております、検討のことはよくわかりますけれどもただあの補償費でありまして、やっぱりですね、完成期限というのはもう国交省としてもいつまでに終わってくださいというようなことも要請をされておりますので、新しくまた道路を入れ替えて、また、場所も決めてとなると相当な期間が出てまいります。それで今の道路の線形からいって、そんなに観光的な大型バスが来てもですね、そんなに影響のある所ではないと思っておりますので、そういう多額の経費を入れて取ってまたそういう新たなこの「ゆうゆう館」の建設というのは、道路を仮にここに入れたにしてもですね、私はその客の利用度にはそんなに影響というのはないのかなと思っておりますけれども、ここはもうどんな利用の仕方をするかということにかかってくるかと思っておりますけれども、要はこの完成期限というのが、とにかく補償費をいただいて、期限を限られておりますのでやはりこの今そういう中で適切な場所としては、ここが一番理想的であるというふうに考えてここに設置をさせていただいたところであります。

今、下からずっと上がって来た時にまっすぐこのダム管理署に上がるあの道路に取り付けるとなった時、相当なまた工事の期間というのが必要であるし、事業費もかかるしですね、そこまでここに投資をする必要があるのかという問題もありますので、期限的な問題が確かにありますので、その辺も考慮した上でこの今の案にいたしましたところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 平成28年度さつま町一般会計補正予算(第9号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長（舟倉 武則議員）

次に、「議案第２号 平成２８年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」から「議案第５号 平成２８年度さつま町第２上水道事業会計補正予算（第３号）」までの議案４件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案４件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よってただ今の議案４件は、委員会付託を省略することに決定しました。これからただ今の議案４件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただ今の議案４件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案４件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２号 平成２８年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」から「議案第５号 平成２８年度さつま町第２上水道事業会計補正予算（第３号）」までの議案４件は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成２９年１月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時１８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

さつま町議会議員 平八重 光 輝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員